令和８年度５月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和８年　５月２１日
時間:１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１２名（欠席１名）

１　沖田　　浩	２　植田　眞二	３　藤井　晴之	４　椿　　徹
	６　荒木　晃夫	７　片岡　里美	８　服部　信彦
９　大石　幹夫	10　三上　孝行	11　寺田　博樹	12　松﨑　寿昌
13　柘植　　勲			

出席推進委員　５名（欠席３名）

	５　迫田　尚樹	７　川本　雅雄	９　冨永　有作
12　三田　　誠	13　沖　　征和		

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第２条の規定による農地でない土地の証明について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について
- 報告第２号　農用地利用集積等促進計画の公告について（分割契約）
- 報告第３号　農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議　長	少し時間が、挙手の為、一応出席の予定されていた方に来られたので、第2回の邑南町農業委員会を始めさせていただきます。まず、最初に会長挨拶ということで、今日ここへ来ますのに。田んぼの田植えも終了したかなと来る道中感じました。それと、連日の熱中症を心配するぐらいの暑さが続いておりましたが。昨夜から今日にかけて、××できたかなと思っております。田や畑も少しは戻ったのではないかと思います。ですから、これからも農作業等、皆さんも気をつけてやってください。それから昨日、ここで鳥獣対策協議会がありまして。それに参加させていただきました。その中で、町長の方から、例年の猪、鹿に加えて、今年は熊の結構目撃情報も、最近上がっておりますので、それを懸念されておりました。皆さんも、民家から離れたところで作業される場合は、熊方も十分注意をして作業されてください。これで挨拶をさせていただきます。 今日ですが、歓送迎会も予定されていますので、そちらの方もよろしくお願いいたします。では、ちょっと座ってさせていただきます。今日の議事録の署名員さんは、4番の椿さん、椿委員さん。それから、5番の種委員さんは、今日欠席届出ておりますので、6番の荒木委員さん。議事録署名の方よろしくお願いいたします。それから推進委員の和田さんも欠席届が出ております。以上です。 続いて、議題に入っていきます。今日は、議案第1号から第3まで。それから、報告の第1号から第3号までが予定されております。では、議案第1号に入りたいと思います。事務局の方、説明をよろしくお願いいたします。
事務局	はい。農地法第3条の規定による許可申請について、今月は5件です。 初めに、始めに申請番号083-6。農地の所在は矢上××。登記地目、田。面積が2487㎡。同じく、矢上××。登記地目、田。面積が1605㎡。同じく、矢上××。登記地目が田。面積が1582㎡。同じく、矢上××。登記地目、田。面積が1388㎡。同じく、矢上××。登記地目が田。面積、610㎡。同じく、矢上××。登記地目が田。面積が152㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○さん。譲受人は●●●●さんです。 続きまして、申請番号083-7。農地の所在は下亀谷××-×。登記地目が田。面積が94㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△。譲受人は▲▲▲▲さんです。 続きまして、申請番号083-8。農地の所在は日和××-×。登記地目が田。面積が1937㎡。同じく、日和××-×。登記地目が田。面積が2051㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん。譲受人は■■■■さんです。 続きまして、申請番号083-9。農地の所在は日貫××-×。登記地目が田。面積が376㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇さん。譲受人は◆◆◆◆さんです。 続きまして、申請番号083-10。農地の所在は高見××。登記地目が畑。面積が265㎡。同じく、高見××。登記地目が畑。面積が199㎡。同じく、高見××-×。登記地目が畑。面積が194㎡。同じく、高見××-×。登記地目が畑。面積が40㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆さん、譲受人は★★★★

	さんです。以上、5件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、申請番号083-6について担当委員の植田委員。聞き取り並びに、現地確認の調査をお願いいたします。
2　番	はい。どうぞ、よろしくお願いします。申請番号083-6。3条での有償、所有権移転案件について、ご説明させていただきます。場所の関係ありますので、3ページの地図をご覧ください。上、川沿いに走っている道路が石見中央線。この今の交差点から、右に少し走ったところに、㈱＊＊＊の事務所があります。それを次をすぎると、石見中学校に当たるような位置関係です。反対に左側は矢上本町商店街の方にまいります。その現地というのが、4差路交差点からから100mぐらい上がったところに、その申請地ございまして路上に、今、新しくできました@@@団地等々があるような位置関係となります。元々、申請人のお父さんが長年、田んぼを耕作されておりましたが。高齢化というようなことから、農地の維持管理等が難しくなったということで。昨年までは農事組合法人の￥￥農場が、ずっと、この一帯をずっと耕作をしておりました。しかし、そのお父さんが亡くなられたことで、息子さんが相続をされまして。今度はこっちへなかなか変えられない。農地を維持管理することができないというようなことから、いろいろな方に申請人とか相続とか。いろいろ考えながら当たっていたところ。その情報で、●●●●さん。いつもここ最近、名前が出る方でございますが。今、農業について非常に拡大をされている途上でございまして。実績もあるような方が、申し出をされまして今回の契約になったというような運びになります。本件、この農地の中で6筆でございますが。そのうちの一筆で、××番地152㎡の申請の場所につきましては、もうすでにちょっと加工、斜線の中に括弧書きがございますが。農業用の倉庫が建っておりまして。一部車庫として今までずっと使っておられました。いつ頃かということもちょっとはっきり不明でございまして、今、現在その建物も残っております。そういうようなことから、今さら、それを戻すということもちょっと現実的に難しいというような事から、今回の有償での移転の際。決定後に、その農地については、登記上変更するということを服部さんには確約をいただいております。現在、本人さんと以前も話をしましたし、今回もまた、同席を願えればと思いましたが。なんせ今農繁期中でございまして、なかなか調整の日程が、わたしども推進さん。それぞれなかなかありませんで、電話にて、今までの報告の内容を聞かしてもらいました。その後、三田推進と、5月18日に現地ほどは、こういう状態というようなことで、今も荒おこし中でございます。水を張って荒おこし中でございます。耕作については、意欲がみえるというような状態でございます。特に、面積が非常に拡大しておりますので、どうかという不安はもちろんありますが。この申請については特に、問題ないんじゃないかと思っておるところでございます。審議の方すみません。よろしくお願いをいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。推進の三田さん。
推12番	はい。
議　長	何か付け加える事ありましたらどうぞ。

推12番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、083-6の議案について審議に入りたいと思います。ご意見ご質問ある方は挙手の上、お願いいたします。 ありますでしょうか。　はい。ちょっと、ここで、私から事務局へ。
事務局	はい。
議　長	今、植田委員がちょっと説明されましたけど。××番の件ですが、これはやっぱり、この申請で一括で。あげていいものか・・。また、1件は別にして、今のように、挙げたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺どうでしょうか？
事務局	はい。失礼します。確かにですね。今、農業用の倉庫が建っている状況ですので。分けてですね、例えば、5条とかっていうことも考えられるんですが。1つ目としてですね。この倉庫自体の面積が200㎡以下というところがまず1点ありまして。200㎡以下の農業用施設については、届け出のみで、ということに大丈夫ということになっておりますので。今回はその点。それからですね、すいません。ここだけですね、ちょっと3ページの地図の地番が入っている方を見ていただければと思うんですが。地籍調査が入っておりません。もうしばらくすると入るということで、本来であれば、多分地籍調査の結果。ここは宅地に。新しい委員さんは、ちょっとあれかもしれないですけれども。年に1回、地籍調査の結果で地目が変更になる場合の意見照会ということで、農業委員会の方にも夏頃にあるんですけれども。そういった形で本来は、田から宅地とか何かに変わる。その地籍調査をもって変わるのが本来なんですが。今回、その地籍調査が入っていないということで、実際面積とかもですね。現況と登記簿と少し違っていたりっていうこともあります。で、あわせてですね。この○○さんの家も含めて、全部●●さんが購入されるというところで。この倉庫も服部さんの持ち物になるというところを聞いておりますので。今回一旦、3条で。今は登記簿状態、田なので、3条で一旦動かして、農機具倉庫にされるということなので、4条の届け出を●●さんの方から改めて出していただくように、植田委員からも説明があったようにですね、出していただくような形を、とろうと思っております。
議　長	はい。わかりました。はい。ありがとうございました。他はもうありませんでしょうか。 （意見、質問なし）
議　長	はい。では、採決に入りたいと思います。083-6の議案に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　長	はい。全員賛成ということで許可相当と認めます。 では、続きまして、083-7の議案について、担当員の服部委員さん。現地調査並びに聞き取りのご報告をお願いいたします。
８　番	お願いします。083-7についてご説明をいたします。地図をちょっと見ていただきますと。ちょっと、目印に当たるところがないんですが。右上にですね。葡萄のハウスが連棟で建ってるところ。瑞穂中学校がこの右上になります。これを、

	亀谷集落っていうところなんですが。他に目印がないんで、集落の中のほぼ真ん中あたり。ちょっと、上の方に向かってる所でございます。簡単に言うと、瑞穂中学校と葡萄の畑がこの右上の所にあるというようなイメージと思ってもらえれば。大体の場所が、ちょっと説明できるなと思っております。それで、今月の18日の日にですね。迫田推進委員2人で、現地及び▲▲さんと面談をして、話をお伺いしてきました。ちょっと、今回のこの地図を見ていただくと、非常に土地といいますか。これ。極端に長い、道路みたいな。イメージになるんですけど。これ、▲▲さんに言われますと、1m幅でずっと下げる。ちょっとこれ、詳しい説明をするとですね。色々、難しい問題もあるんですが。ちょっと隣にある住宅の盤上書いてある地図をちょっと見ていただきますと。××-×というところと、××の間に今回の××-×が、入っていると思うんですが。▲▲さんの所有は、この××で××-×は、お名前ふせますけど、Aさんという方が所有をしてらっしゃいました。さかのぼることも、10年ぐらいなるかと思うんですけど。私の前任である田中会長、田中推進委員さんですね。この▲▲とAさんの間に入って、かなり、いろいろやられたそうですが。結局、境でですね。揉められておられまして。実際はですね。ここの1mは、測量した結果。どうみても▲▲さんとこの面積に入っておったんですが。ちょっと、このAさんの方の方から、非常にクレームがあって。ここはうちだと言う事を、非常にかなり揉められたそうです。田中会長がですね。間に入っても非常にらちがあかなく。そうこうしているうちに、ちょうどこの▲▲さん側の1mのところに、コンクリートに土手を打たれてたんです。次はコンクリートですから、少々動かすこともできなくなり。ちょっと、これは手に終えないということで。両者に町の方に入ってもらってですね。どういう、ちょっと詳しいことは、また事務局の方から説明があると思うんですけども。結果としては作業道という形で、町が管理するということで落ち着いたらしい。それ以降ですね。このAさんのところ、隣の田。××-×もですね。代替わりをされまして、今若い方がやってらっしゃるんですが。その方と▲▲さんとがまた話をされて。××-×の方の田の▲▲さんが購入されました。これはもうちょっと、何回か前の農業委員会もあったと思うんですけど。購入されてて。今は××-×にも今さんの所有となったと。ただ、当時ちょっともめてていた。この1m幅のこの境をですね。まだ、邑南町のままなんで。今回の申請でですね。無償といいますか。これ、元々▲▲さんとこの持ち物なんで。戻すというような形になると思うんですけど。そういった経緯があったそうでございます。現状▲▲さんの方、まあ、かなり、お米の方もやってらっしゃいまして。この2枚とも、今、田植えもすんで、普通通り2枚作ってらっしゃいますと。▲▲さんによりますと、このコンクリを撤去したいと言うふうにはおっしゃっておられました。ちょっと、詳しいことはですね。ちょっと事務局の方から説明があると思うんですが。そういう、ちょっとイレギュラーなお話になるんですが。ご審議の方よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。迫田推進さん。なんか、補足のことがありましたら、よろしくお願いします。

推5番	特にありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。事務局、何か付け加えることがありましたら。
事務局	はい。服部委員さんが詳細を説明いただきましたので、経緯はそういった形なんですが。今回、町からということで。その境の関係で、揉められた経緯がありまして、町の方といいますか。瑞穂の、もう、今はないんですけど。土地改良区さんが入られて、ここに境のこともあったり、そういう構造物のこともあるので。水路だったりとか、その境になるところに水路とかですね。そういったものを設置するということで、一旦、その土地改良の土地にこの細長い部分をされました。これが多分、平成24年とか、3年とか。あのぐらいの頃のお話だったというふうに聞いております。その後、瑞穂の土地改良区はご存知のように解散されまして。名義が邑南町の方に移行したと。いうところで、今は邑南町の土地になっておるというところです。服部委員さんが説明いただいたように、そういった経緯もございまして。代も変わられて、本来の所有者の方に戻すというところで、今回無償で払い下げるという表現がいいか分からないですけれども。お返しするというか、町有の公有財産をお返しするという形での申請になっております。それと水路とか、土地改良の関係があるということで、ちょっとこんな、いびつなですね。そういう形にはなっておるんですが。耕作、▲▲さんもされているということなので。特に、事務局としても問題ないかなというふうに思っております。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、審議に入りたいと思います。083-7につきまして、ご意見ご質問ある方は挙手の上、よろしくお願いします。 ありませんでしょうか？　はい。 （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決に入りたいと思います。083-7にご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、083-8の案件につきまして。担当委員の大石委員さん。聞き取り並びに、現地確認の報告をお願いいたします。
9　番	はい。失礼いたします。083-8の案件です。和田推進委員さんと一緒に、9月15日。□□さん宅にお伺いをいたしました。場所は、5ページの地図を見ていただくと、この申請地の下を右左に走っているのが日貫川本線という県道。左へ行くと、日貫方面。右へ行くと。矢上、川本、日和トンネル方面という道でございます。そこ、ちょうど右上に日和公民館というのが見えます。そういう位置です。譲り渡し人の□□□□さんというのは、■■さん。受人の■■さんの一番上の兄さんの奥さんで、本人さんが5年ぐらい前に亡くなられて、相続をされているということでございます。長男さんですので相続で、この2枚を貰われておられたようですが。ずっと■■さんが家を見ておられて、作付も任されたと。ずっとやっておられたようで、本人さん亡くなられた便に、整理をきちっとお願いしたいということで、今日の今回の申請になったということでございます。■■さんは、

	非常に農業に熱心で、十分な機械を持っておられて。この申請地は2枚とも、きよひめが、ビッシリと作付をされておられました。熱心にやられてる状況で、当分、作付されるというふうにさせていただきました。チェックシートの判断基準をすべて該当なしでございまして、大丈夫じゃないかなと思います。よろしくご審議お願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。推進の和田さんは、今日欠席ということで。審議に入りたいと思います。083-8につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決に入りたいと思います。083-8にご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、083-9につきまして、議案につきまして担当委員の荒木委員さん。現地確認並びに聞き取りの報告をお願いいたします。
6　番	はい。失礼します。申請番号083-9の農地法第3条の規定により、所有権移転の許可申請について説明いたします。5月17、渡人の◇◇◇◇さん。受け人の◆◆◆◆さんの立ち会いのもとですね。聞き取りを行って参りました。位置につきましては、地図、地図上のですね。右側の方に茶山橋というところがあるんですけど、そちらの方から2、30m先に、受け人の◆◆◆◆さん宅がありまして。その裏手になります。受け人の◆◆◆◆さんは、渡人の◇◇◇◇さんのおばさんに当たるということです。申請農地は以前、田んぼでありまして。昭和58年ぐらいだったと思うんですが。水害に遭った後に畑に転作されたということです。転作以降、周年畑として活用されておるそうです。チェックシートと照らし合わせたところですね。何の問題ないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。推進の上田さん。いらっしゃいますでしょうか。
？？？	今日休みです。
議　長	はい。分かりました。では、083-9につきまして、審議に入りたいと思います。ご意見ご質問等ある方は挙手の上、お願いいたします。 ありませんか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、採決に入りたいと思います。083-9の議案につきまして、賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当とめます。 続きまして、083-10の議案につきまして。担当委員の椿委員さん。現地確認並びに聞き取りの報告をお願いいたします。

4　番	はい。それでは、申請番号 083-10。☆☆☆☆さんから★★★★さんへの農地の譲渡の申請についてでございます。申請場所は、瑞穂地域高原地区の馬場集落にあります。地図を見てもらっても、割合に説明できるところです。この申請地の近くに、高原駅ございます。譲渡人の☆☆☆☆さんは、☆☆さんの実家は、7 ページの右の地図。申請地近くに、＄＄＄＄さん。と、ありますが。そこが、実家でございます。お兄さん夫婦が亡くなられまして。☆☆☆☆さんが、おうちの人を相続されました。家は空き家バンクに登録されていたみたいであります。譲渡受人の★★さんは出身が横浜市です。森林組合にお勤めで、この申請地の近くの方と結婚され、賃貸住宅にお住まいでございます。奥さんの実家のご家族と一緒に、家庭菜園をされてたのをよく見受けておりました。この度、☆☆さん所有の住宅と農地を求められたということでございます。入居は改装の関係から 8 月以降になりそうです。5 月 16 日に、現地確認と面談を推進委員の冨永有作さんと行いました。仕事柄、造林用の樹葉づくりの話もありましたけども。申請地はとりあえず家庭菜園として使用されるそうでございます。申請地の一部は、現況調査でいう緑に近い状態。しかも、小さな畑が密集しております。申請地近くの皆さんとお話することができました。たまたま。すでに、★★さんとの交流がありまして、賑やかになることを喜んでおられます。いろいろ、ご相談もにのってもらえると思います。農業委員会で承認されましたら、入居は 8 月以降になりますが、すぐにでも草刈を始めたそうです。農地を効果的利用、作業従事の要件、地域との調和。チェックシートに照らし合わせて、問題ないと思いますけども。よろしくご審議ください。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。推進委員の冨永さん。何か付け加えることがありましたらお願いします。
推 9 番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	では、083-10 の審議に入りたいと思います。ご意見ご質問等ある方は挙手の上、お願いいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、採決に入りたいと思います。083-10 の議案に対しまして賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、議案第 2 号へ入りたいと思います。事務局からの説明を求めます。
事務局	はい。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について今月は 3 件です。 申請番号 084-4。農地の所在は市木××－×。登記地目が畑。面積が 16 ㎡。申請人は▽▽▽▽さんです。転用目的は墓碑です。所要面積は、土地造成が 16 ㎡。墓地が 16 ㎡です。転用の理由は、管理がしやすい個人宅の近くに墓地を設置したいです。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域以外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。

	続きまして、申請番号 084-5。農地所在は、中野××。登記地目が畑。面積が 36 ㎡。申請人は、◎◎◎◎さんです。転用目的は農家住宅です。所要面積は土地造成が 36 ㎡。進入路が 36 ㎡です。転用の理由は、申請地を整地し、宅地として利用したいです。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら、追認の案件ですので顛末書が添付されております。 続きまして 084-6。農地の所在は岩屋××−×。登記地目が畑。面積が 5.95 ㎡。申請人は〇〇〇〇さんです。転用目的は墓碑です。所要面積は土地造成が 5.95 ㎡。墓碑が 0.85 ㎡です。転用理由は、申請地を整地し、墓碑の敷地としたいです。この土地ですが第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。以上 3 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、084-4 の議案につきまして、担当委員の寺田委員さん。聞き取り並びに現地の確認報告をお願いいたします。
１１番	申請番号 084-4 についてご説明します。5 月 15 日、推進委員の日高英二さんと申請者宅訪問し、本人同席にて聞き取り確認等いたしました。申請の概要については、土地所有者である▽▽▽▽さんが所有する農地を転用して、墓地を移設する計画です。申請地の場所については、10 ページをご覧ください。申請地は、瑞穂地域市木地区にあり。瑞穂インターから上田所の国道 161 号線に接続する県道 50 号線。田所国府線の瑞穂インターから、東に約 2 ㎞進んだ位置にあり、小武家集落の申請者が居住する家屋の隣にあります。事業計画については、土地所有者である申請者本人です。申請地を選定した理由については、現在の墓地は山の斜面に設けてあり。進入路は急斜面で雨天の場合など、滑って危険な山道であること、及び周辺の草刈などの管理等も大変であることから、住居に隣接する平たんな場所。墓地を移設し、進入路及び管理面の利便性を図りたいことから、当該申請が選定されました。申請地の区画 16 ㎡は申請者の所有する 35 年間耕作されてない畑の内部に位置します。被害防止対策及び周辺への影響については、転用面積 16 ㎡は墓地のみで、周囲はすべて申請者本人の墓地で。構造物の高さは 160 ㎝ぐらいであることから、周辺への影響はないと思われます。墓地専門の事業者も確定してるから、早期の着工が想定されます。許可案件チェックシートの確認においても問題はないと思います。以上のことから、転用はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。日高推進委員さん、お見えでしょうか。
事務局	欠席です。
議　長	休みです？　はい。日高推進さん欠席ですので、審議に入りたいと思います。084-4 の議案につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上、よろしくお願いします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、採決に入りたいと思います。084-4 の議案につきまして、賛同いただける方の挙手をお願いいたします。

	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、084-5 のこの議案につきまして、担当委員の柘植委員さん。現地確認並びに聞き取りの報告をお願いいたします。
１３番	申請番号 084-5。調査日 5 月 12 日 15 時くらいに、私と沖さんで現場確認を行いました。申請人の◎◎◎◎さんですが、都合により、立ち会いができなかったため、電話にて確認を行いました。また、＄＄＄＄土地家屋調査士が家屋等の譲渡に関わっているため。また、◎◎さんの従兄弟に当たることから、分からないことがあったら、彼に聞いてほしいとのことでしたので話を聞きました。申請地は、議案書の地図、11 ページをご覧ください。中野地域あり地区名でいうと、上別所になります。農道北線の新平四郎橋を下った位置になります。申請の概要ですが、申請人は広島県三次市在住の◎◎◎◎さんです。現在の家屋と転用希望の畑を管理しておられます。本来は畑であった場所は、現在は庭として××家族等が植えられている状況です。家屋を売却するにあたり、家屋前の庭を土地造成して車の進入路として使用したいため、転用申請となります。広さは 36 ㎡。畳で言いますと、20 畳程度です。家屋につきましては、大阪在住の方が購入していて、すでに入居されています。チェック項目ですが、立地基準については問題ないと思われます。一般基準について、確実性のとこですけども。2 人兄弟で相続するです。◎◎さん。、◎◎さんが相続済みです。別は問題はないと思います。この物件以外の田や畑は、購入されることはないということです。この家屋の一部の駐車場残して確保したい為だということです。周囲の農業への影響等は問題ないと思います。現地のチェックシートに照らし合わせても問題ないと思います。そういうことから、農地転用について特に問題ないと思います。ご審議の方よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。沖推進委員さん、何か付け加えることがありましたら、よろしくお願いします。
推13番	説明の通りでございますので、審議の方よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。では、審議に入りたいと思います。084-5 につきまして、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、よろしくお願いします。 ありませんか？
	（意見質問なし）
議　長	はい、ないようですので、採決に入りたいと思います。084-5 のこの議案につきまして、賛同いただける方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで許可相当と認めます。 では、次の案件は、084-6 は私の案件ですので、職務代理と交代いいたします。
	～議長交代～
（代理）	そうしましたら、084-6 については会長の案件でございますので、代わって進

	行させてもらいます。よろしくお願いします。 　申請番号 084-6。4 条の許可申請について、現地確認及び情報等の説明をお願いします。
会　長	はい。失礼します。084-6 の案件についてご説明いたします。この案件は 5 月 17 日に申請人の○○さん。○○○○さん。それから、推進委員の川本雅雄さんと一緒に 3 人で現地確認及び聞き取りをさせていただきました。地図を見ていただけますでしょうか。12 ページですが。申請地の少し下に主要地方道吉田邑南線が、出羽から広島県の吉田へ向けて走っています。それから、ここに岩屋地区ですが。岩屋から羽須美の雪田地区へ雪田農道が、この○○さんの家の前を通って、走っております。この地図の右側の上の方を、ずっと行くと、羽須美の雪田に入ります。そういったところが今回の申請地になります。この真ん中に○○●●さん。○○○○さん、とありますが。今回の申請地のご自宅なります。その家の、斜め後に今回墓地の地として整理したいという申請となりました。現地確認をいたしましたところ、この面積が土地造成 5.95 とありますが。これが、ほとんどが山林原野になりまして。その一部が、今回畑として少しかかる状態でしたので、今回この 4 条の申請を出されたという事になります。チェックシート、括弧もとにつきましても。問題ないと思いますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。
(代理)	はい。ありがとうございました。川本推進委員さん。補足等がございましたら・・。
推 7 番	意義はありませんので、よろしくお願いします。
(代理)	はい。ありがとうございました。そうしましたら、説明の方も終わりましたので。ご意見、質問等がございましたら挙手の上発言をお願いをいたします。
9　番	ちょっと、すみません。
(代理)	はい。大石委員。
9　番	書き方について、ちょっと教えていただきたいんですが。この、6 番の場合は。転用用途、墓碑。転用施設も墓碑とあるんですが。4 番の場合、転用用途が墓碑で。転用施設が墓地となっています。これは、どういう理由でこういう名称になったんでしょうか？
(代理)	事務局の方で説明できますか？
事務局	はい。特には、こちらで意図的に変えているとかではなく。あくまでも、申請書の方に、こういった書き方をされておるのを、そのままこちらに転記させていただいておりまして。大きく意味合い等は違わないというふうには思っております。
9　番	どちらでもいいという事ですか？
事務局	はい。それで何か、この後、法務局とか色々墓地とか手続き町民課とかですね。色んな所での手続きにどちらであっても、特に支障がないというふうに、今のところはこちらは思っております。
9　番	はい。
(代理)	はい。ありがとうございます。他の方で、ご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

	ありませんでしょうか？ （意見質問なし）
（代理）	それでは、ないようですので採決の方に入りたいと思います。賛成でしたら、挙手の方を一つお願いいたします。 （全員挙手）
（代理）	全員賛成ということで、許可相当と判断いたします。交代します。 ～議長交代～
議　長	はい。では、続きまして。議案第3号に入りたいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい。議案第3号、農地法第2条の規定による農地でない土地の証明について。今月は1件です。 申請番号082-3。土地の所在は、中野××-×。登記地目が畑。判定地目が山林原野。面積が17㎡。同じく中野××。登記地目が田。判定地目が山林原野。面積が1119㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。判定地目が山林原野。面積が71㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。判定地目が山林原野。面積が1180㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。判定地目が山林原野。面積が528㎡。同じく中野××-×。登記地目が畑。判定地目が山林原野。面積が6.61㎡です。申請人は△△△△さんです。申請の理由ですが、昭和60年ごろから鳥獣被害等が酷く、耕作できない状況となり、山林化した為です。以上1件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、082-3につきまして担当委員の柘植さん。現地確認並びに聞き取りの報告をお願いいたします。
１３番	申請番号082-3。5月12日の午後13時に、15時30分。立ち会いか現場を見ています。私と沖木さんで2人で行ききました。△△△△さんの息子さんの△△▲▲さん。さっきも出ましたけれども。土地家屋調査士の方です、の立ち会いに調査を行いました。申請地は、いわゆる中野のこは難しいですけども、農道北線から新平四郎橋から北側の方面、山側の方に入ったところにあります。西には、森実川があります。耕作が耕作地が森になっているので、見えません、顔が見えません。それと、東には平四郎堤があります。昔っから、平四郎堤は、うりあましとって、ログハウスが建っていて。ちょっといっときは、太くていたことあります。今は、もうやっておられませんけど。そういう場所にあります。申請の内容ですが。60年前から耕作はされておらず。鳥獣被害も見受けられましたが。それ以上に、常に多くなった樹木が広範囲に密集したぼうそう竹が生えており、森林化していました。とても耕作できる状況ではありません。以上のことから、再生利用が困難な農地の該当するのではないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。推進委員の沖さん。何か付け加えることがありましたら、よろしくお願いします。
推13番	ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長	はい。ありがとうございます。では、082-3 の議案につきまして、審議に入りたいと思います。ご意見ご質問等のある方は、挙手の上お願いいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、採決に入りたいと思います。082-3 号議案につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。これで、議案 1 号から 3 号までが終わりましたので、今日、出席の三上委員さんが所用でここで退席をされます。どうぞ。 はい。続きまして、報告第 1 号。農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について。今回は 11 件あります。これは届出でございますので、ご意見ご質問等ある方は挙手の上お願いいたします。 ～ご覧中～
議　長	ご質問等ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、続きまして、報告第 2 号に入りたいと思います。これは、事務局説明あるんですかね？別にないですか？
事務局	これも報告なので、見ていただければですが。説明が必要であれば、説明させていただきます。
議　長	では、何かご質問等ありましたら、事務局の方に答えていただきますので、よろしくお願いします。 ～ご覧中～
事務局	会長。あれなら、概要だけじゃ説明しましょう・・。
会　長	はい。
事務局	そのあともあるので。はい。すみません。報告ですので、読み上げ等はいたしません。この、農用地利用集積促進計画というのは、農地中間管理機構を使った利用権の設定になります。報告第 2 号につきましては、分割契約ということで。こちらの農地中間管理事業については、所有者の方から農地中間管理機構。島根県の場合は島根農業公社さん。が、一度農地を借り借りて、それをまた耕作される方に、貸し出す。県で転貸するというような内容になっておるんですが。この分割契約というのは、どちらか片方が動いた場合です。所有者の方、農地の所有者の方から、一旦農地中間管理機構。島根農業公社さんが借り受けた場合であったり、もうすでに一旦所有者の方から農地中間管理機構を借りているものを今度、耕作者の方に転貸する場合が分割契約になるんですが。基本的には、この後出てくる、普通の利用権設定の場合は、もう一括契約。もう、所有者の方から借

	りて、すぐ耕作者の人にもう耕作する人も決まっていて、一気にその流れをやる一括契約なんですが。この分割契約については、神紅の葡萄ハウス。の場合がですね。ハウスが建つまでの期間であったり、その間研修期間ということで、＊＊＊＊さんが 2 年間。研修期間を設けるんですけれども。そういった、ちょっと通常の貸し借りとは違う場合、この分割契約ということで、処理をさせてもらっております。一番上が、所有者の方から農業公社。中間管理機構が借り受けたものについての報告になります。そこから下については、今、もう島根農業公社中間管理機構さんが所有者の方から借りて、研修が終わった後、新規就農者の方に転貸する場合。その公社から就農者の耕作者の方に、転貸する場合のものになっております。 ～ご覧中～
議　長	これは、全件棟。葡萄ハウスが入ってますけど。それはやっぱり、条件のうちの一つ？
事務局	はい。基本的に、この分割契約っていうのは、今もう、昔はこれやっとられたんですけれども。今はもう、全部ほとんどが一括契約になってまして。分割契約は先ほど言ったように、間に研修期間等が入るので。その研修期間中は公社が借りて、2 年間検証して、就農する人に貸し出すっていう形なので。この葡萄ハウスであったり。町の神紅のとかですね。そういった＆＆＆＆さんが入っての事業の場合のみ、この分割契約という形になります。通常の利用権設定の場合は全部もう一括契約で、やるような形になっております。
３　番	ちょっと 1 点教えてください。
事務局	はい。
３　番	一番最初の、08 中-1 分の案件は、中間管理機構に今いっとるじゃないですか。
事務局	はい。
３　番	そのあと、もし、私に転貸する気があった場合は、もう 1 回出てくるんですか？
事務局	そうですね。はい。一番上のについては、順当にいけば、2 年後にもう 1 回、今度は島根農業公社から、誰か耕作する方のやつがもう 1 回ここに上がってきます。
議　長	他、ありませんかね？　もし、ないようでしたら、次の報告事項もいいですかね。そのままで・・。
事務局	そのまま、一括契約ですのでご覧いただいて。はい。
議　長	はい。わかりました。では、報告 1 号から 3 号までを、これで終了させていただきまして。今回の議題はこれで、これにて終了させていただきます。 4 のその他で、事務連絡の方・・・。

	（その他） （1）事務連絡 （2）その他 次回の総会は、６月 22 日（月）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印